

## Q & A(よくある質問)

### Q1 どのような機器にPCBが混入されている可能性がありますか。

A1 以下のような電気機器にPCBが混入されている可能性があります。

- ・トランス
- ・コンデンサ
- ・計器用変成器
- ・リアクトル
- ・放電コイル
- ・遮断器
- ・整流器
- ・開閉器
- 等

### Q2 自治体が保管(使用)している機器についても、この補助制度を利用できますか。

A2 利用できます。

### Q3 福島県内に本社がありますが、機器の保管(使用)事業場が福島県外になります。この場合、この補助制度を利用できますか。

A3 福島県内の事業場で保管(使用)している機器が対象になりますので、補助を受けることはできません。

他の都道府県、政令指定都市で同様の制度を実施している場合もありますので、保管(使用)事業場が所在する自治体に問い合わせてください。

### Q4 福島県外に本社があり、機器の保管(使用)事業場は福島県内にあります。この場合、この補助制度を利用できますか。

A4 福島県内の事業場で保管(使用)されている機器が対象になりますので、この補助制度を活用してください。

### Q5 分析対象機器の台数に上限はありますか。

A5 上限はありませんが、申請の受付順に補助を行いますので、予算の執行状況により補助を受けることができなくなる場合があります。

### Q6 県内に複数の保管(使用)事業場があります。それぞれの事業場長名で申請できますか。

A6 とりまとめた上、代表権のある方から申請してください。

### Q7 分析対象機器が複数台あるのですが、見積書には一括の金額で表示されています。1台ごとに按分する必要がありますか。

A7 申請書にそれぞれの機器の分析費用等を記入する必要がありますので、1台ごとに按分又は見積書の発行元に確認し、算定して下さい。

### Q8 分析対象機器の銘板が読み取れず、申請書に型式や製造番号が記入できません。

A8 「不明」と記入してください。ただし、銘板の写真は添付してください。

**Q9 分析機関はどこでもよいのですか。**

A9 分析は、計量法に基づく環境計量証明事業所で行ってください。

**Q10 分析を行ったあとは、何をすればいいですか。**

A10 分析の結果、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下であれば、その物の性状に応じて処理をしてください。

0.5mg/kgを超えた場合は、「PCB廃棄物」として処理しなければなりません。

この場合、処理されるまでの間紛失したり、油が漏えいしたりしないよう適正に保管(使用)していただくとともに、保管(使用)事業場を管轄する県(各地方振興局)又は中核市(郡山市、いわき市)に届出を行ってください。

**Q11 この補助制度の実施期間はいつまでですか。**

A11 平成22年度から平成23年度まで実施予定です。(それぞれ700台程度を補助予定です。)

**Q12 この補助制度について、申請先及び問い合わせ先はどこですか。**

Q12 申請先及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁西庁舎8階)

福島県生活環境部産業廃棄物課

電話：024-521-7264(直通)

E-mail:sangyou@pref.fukushima.jp